J

#### 刑事法学からのコメント - 反省と展望-

京都産業大学 増井 敦

KYOTO SANGYO UNIVERSITY

1

## はじめに

Ⅰ 法律を改正することの重要性

法律の文言を変えただけで問題が簡単に解決するわけではないが、法律を変えることには大きなインパクトがある。

- ・世代を超えて(法制度の機能を担う)法律家の考え方を一気に変更させることができる。
- ・社会の考え方の変化が法を変えると同時に、法が社会の考え方を変える。

KYOTO SANGYO UNIVERSITY

2

#### はじめに

2 法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会

法律家が、被害者、心理学、精神医学の委員らから学び、協働して改正作業に取り組むことが極めて重要。

とりわけ、今回の法制審における、非法律家の委員には現行法だけでなく、法律家の考え方自体へ 反省と転換を迫る有益な批判者としての役割を期 待している。

KYOTO SANGYO UNIVERSITY

3

# Ⅰ 近代法の構造と限界



- Ⅰ 近代法の構造(Ⅰ)法の機能=①紛争の予防=社会の予測可能性の維持②社会紛争の「法的」解決
- (2)解決の方法
- ①複雑性の縮減による問題の整理 歴史的一回的な紛争事態の複雑性を単純化したモデル(類型)にカテゴリー化する。
- ②数値化された法的責任の賦課 金銭あるいは(特に刑事法においては)時間に換算して数値 化した「法的責任」を権威的に賦課することで紛争を「処 理」し解決とする。

KYOTO SANGYO UNIVERSITY

4

#### Ⅰ 近代法の構造と限界



- 2 近代法の限界
- ①抽象化・単純化

現実には複雑な問題の抽象化・単純化により、問題の包括的解決にとっては重要な事項が捨象され無視される。

②解決の部分性

事態が法的に解決されるだけであって、包括的な 問題解決ではない。

KYOTO SANGYO UNIVERSITY

#### Ⅱ 刑事法学の反省と展望



- Ⅰ 二つの問題の区別
- ①複雑性を縮減しモデル化すること自体の問題 近代法の方法それ自体は必要だから変更すべきでない。

しかし、法的解決の部分性を認識し、多機関多職種連携に よる包括的な解決のための枠組みを構築すべき。 また、法的解決も、近代法型の方法しかないと考えるべきで はない。

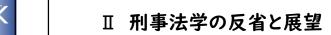
②複雑→単純へのモデル化における変換式の誤りの問題 心理学・精神医学の知見から学び、誤りがあれば、直ちに 修正すべき。

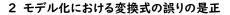
KYOTO SANGYO UNIVERSITY

5

6

#### Ⅱ 刑事法学の反省と展望





3 近代法の限界を補う手当て

(1)性暴力被害に関する科学的知見に基づく経験則 被害者の供述の信用性判断において、合理性の基準 として参照する経験則を書き直すべき。 代替的刑事司法としての「修復的司法」による法的解決の 可能性

・被害者が抵抗しない、できない

「修復的司法」

・被害をすぐには開示しない

被害者のニーズを第一義的に重視し、コミュニティ、加害者が、被害者のニーズに即して回復へ向けた役割を果たすことにより、被害者の回復(さらには、コミュニティ、加害者の関係修復)=法的解決を目指す理論・実践。

(2)被害実態に即した保護法益論と要件論すでに一定の議論がみられるが、さらに蓄積が必要。

KYOTO SANGYO UNIVERSITY

KYOTO SANGYO UNIVERSITY

8

#### 7

## Ⅱ 刑事法学の反省と展望



4 刑事法学における「政策論」の重要性

被害者の回復へ向けた支援がとりわけ重要である性暴力事案において、刑事法学は積極的に「法解釈論」の枠から外へ出て、関係分野の研究者・実務家・政策立案担当者らと協働して、包括的な回復支援の枠組みの構

その際、有限の資源を有効に活用し、真に必要なことに集中するためには、「政策論」の視点、「Evidence Based Policy Making」の考え方がますます重要。

KYOTO SANGYO UNIVERSITY

築に貢献すべき。

9